

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1482号)

平成29年11月24日

横 情 審 答 申 第 1 4 8 2 号

平 成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成28年8月3日建建安第463号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（1）建築相談票・引継票（平成20年10月10日） （2）違反建築物に
対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」
の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「（１）建築相談票・引継票（平成20年10月10日）（２）違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）」の保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「（１）建築相談票・引継票（平成20年10月10日）（以下「個人情報1」という。）（２）違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書について（平成20年度まち建審第398号）（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年6月27日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、写真上の車のナンバープレートについては、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。実施機関は条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当であると考ええる。
- (2) 私有地へ道路だと違反勧告し、辻褄合わせの文書をも偽造作成し、失態を一部開示で隠ぺいを謀る不法行為を断つためにも、実施機関に全部開示されるように請求

する。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（開示請求時。現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（開示請求時。現在の建築局建築指導部建築指導課。以下「建築安全課」という。）へ提供して相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（現在の建築局建築指導部情報相談課。）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報のうち、個人情報1は、審査請求人が関係する平成20年10月10日付の旭区白根特定番地に係る建築相談票・引継票であり、旭区白根特定番地について相談を受けた際の相談内容やその後の調査結果を記した文書である。また、個人情報2は、個人情報1を受けて作成された、旭区白根特定番地についての是正勧告及び呼出通知書の送付について作成した伺文書である。

実施機関は、個人情報1及び個人情報2に添付されている現場写真のうち写真上の車のナンバープレートについて、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、個人情報保護条例第22条第3号に該当し、非開示としたと説明している。

そこで、当審査会として実施機関が非開示とした情報の個人情報保護条例第22条第3号の該当性について、以下検討する。

(3) 個人情報保護条例第22条第3号の該当性について

ア 個人情報保護条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によ

り本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、添付されている現場写真のうち、実施機関が非開示としたのは、写真上の車のナンバープレートであり、この車について実施機関に確認したところ、審査請求人以外の第三者である個人が所有する車両とのことであった。

以上のとおり、写真上の車のナンバープレートは、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、当該非開示部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 審査請求人は、実施機関は違反勧告し、辻褄合わせの文書をも偽造作成し、失態を一部開示で隠ぺいを謀る不法行為を断つためにも、全部開示すべきと主張している。しかしながら、当審査会の機能は、実施機関からの情報公開及び個人情報保護に関する事項についての諮問に応じ調査審議し、その結果を当該実施機関に答申するというものであり、審査請求人が主張するような実施機関の意図について判断する機能を有する機関ではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を個人情報保護条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年8月3日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年8月23日 (第294回第一部会) 平成28年8月26日 (第298回第二部会) 平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・諮問の報告
平成28年9月23日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年7月14日 (第318回第二部会)	・審議
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・審議
平成29年9月8日 (第321回第二部会)	・審議
平成29年10月13日 (第323回第二部会)	・審議